

別表 1 (5条関係)

利用を制限する歴史的資料等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の類型の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害	50年以上 80年未満
法人その他の団体（国・独立行政法人等及び地方公共団体・地方独立行政法人等を除く）の営業秘密であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの	不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密	
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその親族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 門地 ロ 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ハ 犯罪歴又は補導歴	80年以上
<p>備 考</p> <p>1 該当する可能性のある情報の類型の例とは、この表の上欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」、「営業秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史的資料等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>2 経過年数とは、歴史的資料については、完結年度の翌年度の4月1日から、埼玉県作成の行政刊行物については、作成年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。</p>		

別表2（5条関係）

利用を制限する古文書等に記録されている情報	経過年数
特定の個人を識別することができる情報又は当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	30年以上 50年未満
特定の個人を識別することができる情報のうち、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害し、深刻な被害を及ぼすおそれのあるもの	50年以上 80年未満
法人その他の団体の営業・運営上の情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの	
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその親族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	80年以上
<p>備 考</p> <p>1 この表の上欄にいう「特定の個人を識別することができる情報」とは、“個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。”をいう。</p> <p>2 ここでいう「個人の特に重大な秘密」により利用を制限する古文書等には、指定文書を含まないものとする。</p> <p>3 経過年数とは、当該古文書等の作成・成立年から起算して経過した年数をいう。</p>	